

# 学校法人桜美林学園ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

平成20年2月5日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人桜美林学園（以下「本学園」という。）のすべての役員、教職員（非常勤教職員、派遣労働者を含む。）、学生（科目等履修生、聴講生、研究生を含む。）、生徒及び園児（以下「本学園構成員」という。）が個人として尊重され、教育及び研究、就労、修学、保育のための環境を維持するため、ハラスメントの防止及び対策等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為等をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛もしくは教育・研究・就業上の不利益を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における優越的な関係を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手に身体的・精神的な苦痛もしくは教育・研究上の不利益を与え、又は教育・研究環境を害することをいう。

(3) パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景にした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は就業環境を害することをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）

妊娠・出産したことや育児休業・介護休業等の利用に関する言動により、教育・研究・就業環境を害することをいう。

(5) その他のハラスメント

前各号以外の言動により、相手に身体的・精神的な苦痛もしくはその他の様々な不利益を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。

2 この規程において、所属長とは、事務組織における長及び設置校長をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学園構成員の相互間におけるハラスメントについて、学内・学外、正課・課外、就労時間内・外等、時間・場所を問わず適用する。

2 この規程は、本学園構成員と、本学園と教育・研究上又は職務上の関連性がある関係者との間のハラスメントにも適用する。

(人事担当常務理事及び所属長の責務)

第4条 人事担当常務理事（以下「担当常務理事」という。）は、本学園のハラスメントの防止及び対策等に関し統括する。

2 所属長は、設置校・当該組織におけるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(防止対策委員会)

第5条 本学園は、ハラスメントの防止及び対策等を適切に実施するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

(防止対策委員会の責務)

第6条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの相談・苦情に関すること。

(2) ハラスメントの問題解決及び被害の救済に関すること。

(3) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(4) その他ハラスメントの防止及び対策等に関すること。

2 防止対策委員会は、第10条第1項に定める内部又は外部の相談窓口が受け付けたハラスメントに関する相談・苦情に対し、必要な措置を講じる。

(防止対策委員)

第7条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 担当常務理事
  - (2) 担当常務理事が指名した者 3人以上のうち2人以上は事務職員とする
  - (3) 大学の教員のうちから学長が指名した者 2人以上
  - (4) 中学校・高等学校の教員のうちから校長が指名した者 1人以上
  - (5) 幼稚園の教員のうちから園長が指名した者 1人以上
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を充てる。
  - 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(防止対策委員会の構成)

第8条 防止対策委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、担当常務理事とする。副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、必要がある場合には随時、防止対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。  
(防止対策委員会の決議)

第9条 防止対策委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 3 防止対策委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
(相談窓口)

第10条 本学園に、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため、内部及び外部のハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

- 2 内部の相談窓口は、次の各号による相談員(以下「相談員」という。)を置く。
  - (1) 大学の各学群教授会、大学院教授会から選出された教員 各2人以内
  - (2) 中学校・高等学校から選出された教員 2人以内
  - (3) 幼稚園から選出された教員 2人以内
  - (4) 担当常務理事から指名された事務職員 4人以内
- 3 相談員は、理事長が委嘱する。
- 4 相談員に欠員が生じた場合は、補欠の相談員を充てる。
- 5 相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 相談員は、相談・苦情の対応にあたるとともに、相談・苦情の具体的事項を第13条に定める調査委員会に報告するものとする。  
(組織構成上の配慮)

第11条 防止対策委員及び相談員を委嘱するにあたっては、職位、性別、年齢等において多様な価値観を反映した上で組織する。

- 2 防止対策委員及び相談員は、原則として兼務することはできない。  
(外部の相談窓口)

第12条 外部の相談窓口は、本学と利害関係のない第三者機関に業務委託するものとする。

- 2 外部の相談窓口は、相談・苦情の対応にあたるとともに、相談者の同意が得られた場合は、相談・苦情の具体的事項を調査委員会に報告するものとする。  
(調査委員会)

第13条 防止対策委員会に、ハラスメントの問題解決及び被害の救済に関する事案を取り扱うため、調査委員会を置く。

- 2 調査委員会は、防止対策委員長及び防止対策委員の中から防止対策委員長が指名する者を委員とし、3人以上5人以内をもって組織する。
- 3 調査委員会の委員長は、防止対策委員長とする。
- 4 調査委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
(ハラスメント事案の調査)

第14条 調査委員会は、相談窓口からの報告又は所属長からの報告等により、ハラスメントに該当する可能性があると判断した場合は、次条に定める第三者委員会に事実関係の調査を委嘱する。

- 2 調査委員会は、第10条第6項及び第12条第2項で受けた報告のうち、前項に該当しない案件は、個人が特定される情報を除いて、防止対策委員会に報告しなければならない。

3 ハラスメント事案に関し職務を行うべきものがハラスメント案件の当事者である場合には、当該案件に関する事務を行ってはならない。

(第三者委員会)

第15条 調査委員会は、ハラスメントの具体的事項を調査するため、第三者委員会を設置し、その業務を第三者機関に委嘱するものとする。

2 第三者委員会は、ハラスメントの具体的事項について調査し、その結果を調査委員会に報告するものとする。

3 第三者委員会は、公平性、中立性、秘匿性を担保しなければならない。またいかなる利害関係人もこれに関与してはならない。

(ハラスメント行為に対する措置等)

第16条 第三者委員会の報告に基づき、調査委員会において、ハラスメント行為の事実が認められたときは、委員長は理事長に対して当該認定事実を報告し、本学園就業規則等学内規程に基く措置等の検討を要請する。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第17条 防止対策委員、相談員及び常務理事(常務理事会陪席者を含む)は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権等に配慮するとともに、知り得た情報・秘密等を他に漏らしてはならない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第18条 役員、所属長及びその他の関係教職員は、ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、人事部において行う。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、常務理事会が定める。

2 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成20年2月5日から施行する。

なお、桜美林学園セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規程(平成15年4月1日制定)は上記日をもって廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。